

第14/15回まとめ 後期試験問題の特徴と対策

社会保障 II

2月3日

2限目 10:40 ~12:10

講義室 304

担当: 原 俊彦

1

今日のお話

最終回なので、後期試験問題の特徴と対策についてお話し、後期の社会保障IIのまとめとします。

なお、教科書の第6章の諸外国における社会保障制度は時間の都合もあり割愛しますが、諸外国の制度を眺めてみることで、日本の制度の特徴が逆にはっきりしてくるので、よく読んでみて下さい。

2

1

2

1. 後期試験問題の構成

・後期試験問題は全部で10問。5つの選択肢から、もっとも正しいものを1つ選び、番号を記入する方式。

これからやる過去問 (R5+R2の一部) から出します。

・変更型 (5問) (R2X3+R5)X2 : 同じ問題をリアクションペーパーを参考に正解を変えて出題する。

・そのまま型 (5問) (R5のみX5) : 内容、正解は同じだが、選択肢の順番は入れ替えるので、正しい番号を記入する。

*今日の過去問全部 (10問) を後期試験過去問の解説 R2R5とリアクションペーパーを使って、しっかりやっておけば5問は取れる。偶然でも1問ぐらいは当たるはず。

★再試は、正解も含め、同じ問題についてのレポート

3

2. 後期試験問題の特徴と対策

2-1. 後期試験問題の範囲

教科書の第5章社会保障の体系 (p.114—p.237)

★第6章の諸外国における社会保障制度は、過去問 R2R5には出題されていないので入れない。

4

2. 後期試験問題の特徴と対策

2-2. 後期試験問題の解答のコツ

●前期試験問題の範囲は、社会保障制度の総論・概論にあたるため、理念や歴史的経緯に関するものが多く、明らかに間違っている選択肢を削って行き、残った選択肢の中からそれらしいものを選ぶ「邪魔者は消せ (消去法)」方式が有効だった。

●後期試験問題の範囲は各論になるため、正解はこれしかないと思える選択肢を探す「真犯人はおまえだ (直感的決め打ち)」方式が有効だと思う。

★2つ以上あったら、1つに絞る

★直感的に、これが○だと閃 (ひらめ) かないような選択肢は×だと思えば良い。

★1回目で閃かない場合は、2回目、3回目とトライする。

5

2. 後期試験問題の特徴と対策

2-4. 過去問からの学び方

全部は無理なので、R5とR2の一部のみ、みんなでやる。

【[社会福祉士過去問コム](https://kakomonn.com/shakaifukushi/questions/75180)】

<https://kakomonn.com/shakaifukushi/questions/75180>より抜粋して追記。

このHPIは、過去問全部に遡って練習できるので、おススメです。

★残りは自分でやってみること。以下のやり方で全問正解を目指そう。

【やり方】①何もみないで、ファイナルアンサーのつもりで正解を選ぶ。②アタリを確認。③解説を読④②と③で気になることがあればRAPまとめや教科書で確認。

6

3. 過去問 (R5) のCheckと解説 第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題49 「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 2020年から2045年にかけて、0～14歳人口は増加する。
- 2 2020年から2045年にかけて、高齢化率は上昇する。
- 3 2020年から2045年にかけて、15～64歳人口は増加する。
- 4 65歳以上人口は、2045年には5,000万人を超えている。
- 5 2020年から2045年にかけて、総人口は半減する。

(注) 「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」とは、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位(死亡中位)の仮定の場合を指す。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

7

【解説】問題49

1. 0～14歳人口は2070年まで減少していくと推計しています。
2. 高齢化率は、2070年まで上昇すると推計しています。
3. 15～64歳人口は、2070年まで減少すると推計しています。
4. 2045年の65歳以上人口は、約4,000万人と推計しています。
5. 2045年の人口は、約1億人と推計しています。

□ 正解：2

□ 基本的に少子高齢・人口減少はまだまだ続くので、増加するのは高齢者ぐらいだが、それもいずれは減少に転じる。しかし、高齢化率はなおしばらく上昇して40%の手前で停滞する。人口減少は続くが今のところ世紀末でも半減するところまでは行かない。

8

8

3. 過去問 (R5) のCheckと解説 第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題50 出産・育児に係る社会保障の給付等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 「産前産後期間」の間は、国民年金保険料を納付することを要しない。
- 2 出産育児一時金は、産前産後休業中の所得保障のために支給される。
- 3 育児休業給付金は、最長で子が3歳に達するまで支給される。
- 4 児童手当の費用は、国と地方自治体が折半して負担する。
- 5 児童扶養手当の月額額は、第1子の額よりも、第2子以降の加算額の方が高い。

(注) 「産前産後期間」とは、国民年金の第1号被保険者の出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3月前から6か月間)を指す。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

9

【解説】問題50

出産や育児に関する社会保障の給付等については様々なものがあります。給付等の名称も似通ったものがありますので、整理しておきましょう。

1. 産前産後期間の国民年金保険料は、納付が免除されることになっています。
2. 出産育児一時金は、出産費用等を給付するもので、所得保障のために支給されるものではありません。
3. 育児休業給付金は、子が2歳に達するまで支給されます。
4. 児童手当の費用の負担割合は、国が2/3、地方自治体が1/3を負担します。
5. 児童扶養手当の月額額は、第1子の額が第2子以降の加算額よりも高く設定されています。

□ 正解：1

10

10

3. 過去問 (R5) のCheckと解説 第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題51 社会保険の負担に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は、その月の収入に応じて決まる。
- 2 介護保険の保険料は、都道府県ごとに決められる。
- 3 後期高齢者医療の保険料は、全国一律である。
- 4 障害基礎年金を受給しているときは、国民年金保険料を納付することを要しない。
- 5 国民健康保険の保険料は、世帯所得にかかわらず、定額である。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

11

【解説】問題51

1. 国民年金の保険料は定額制であり、収入によって保険料が変動するのは厚生年金です。
2. 介護保険の第1号被保険者の保険料は市町村が決定し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険ごとに異なります。
3. 後期高齢者医療制度の保険料は、都道府県ごとに設定されます。
4. 障害基礎年金受給者および生活保護受給者の国民年金保険料は、特別な手続きをせずに法定免除されます。
5. 国民健康保険の保険料は、世帯所得に応じて異なります。

□ 正解 4

12

12

3. 過去問 (R5) のCheckと解説
第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題52 事例を読んで、Hさんに支給される社会保障給付として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Hさん(45歳)は、妻と中学生の子との3人家族だったが、先日、妻が業務上の事故によって死亡した。Hさんは、数年前に、持病のためそれまで勤めていた会社を退職し、それ以来、無職、無収入のまま民間企業で働く妻の健康保険の被扶養者になっていた。

- 1 国民年金法に基づく死亡一時金
- 2 厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金
- 3 国民年金法に基づく遺族基礎年金
- 4 健康保険法に基づく埋葬料
- 5 労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

13

【解説】問題52

1. 国民年金法に基づく死亡一時金は、第1号被保険者に限定された給付です。Hさんの妻は民間企業の健康保険に加入していたため、第2号被保険者であったと考えられ、この給付は該当しません。
2. 厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金は夫にも給付されますが、55歳以上でなければ受給できません。Hさんは45歳なので、受給資格がありません。
3. 国民年金法に基づく遺族基礎年金は、18歳未満の子供や18歳未満の子供を持つ配偶者が対象です。Hさんは年齢要件を満たしており、遺族基礎年金を受け取ることができます。
4. Hさんの妻は業務上の事故で亡くなっており、労災保険の葬祭料が支給されますが、これは健康保険の埋葬料と併給できません。
5. 傷病補償年金は、業務上の事故による傷病が1年6か月経っても治癒しない場合に支給される年金です。Hさんの妻は死亡しているため、遺族補償年金が支給されます。

正解 3

14

14

3. 過去問 (R5) のCheckと解説
第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題53 労働保険に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 労働者災害補償保険の療養補償給付を受ける場合、自己負担は原則1割である。
- 2 労働者災害補償保険は、政府が管掌する。
- 3 日雇労働者は、雇用保険の適用除外とされている。
- 4 雇用保険の失業等給付の保険料は、その全額を事業主が負担する。
- 5 教育訓練給付は、雇用保険の被保険者ではなくなくなった者には支給されない。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

15

【解説】問題53

労働保険は労働者の保護及び雇用の安定を図ることを目的としており、労災保険と雇用保険があります。

1. 労災保険の療養補償給付は自己負担がありません。
2. 労災保険は政府が管理運営しています。
3. 雇用保険が適用されるのは、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の継続的な雇用が見込まれる労働者です。日雇労働者は日雇労働被保険者として雇用保険の適用対象です。
4. 雇用保険の失業等給付の保険料は労使折半で、全額を事業主が負担するのは雇用保険二事業の保険料です。
5. 教育訓練給付は、要件を満たしていれば、雇用保険の被保険者でなくても受給できます。

正解 2

16

16

3. 過去問 (R5) のCheckと解説
第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題54 事例を読んで、障害者の所得保障制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。〔事例〕Jさんは、以前休日にオートバイを運転して行業に出かける途中、誤ってガードレールに衝突する自損事故を起こし、それが原因で、その時から障害基礎年金の1級相当の障害者となった。現在は30歳で、自宅で電動車いすを利用して暮らしている。

1. Jさんの障害の原因となった事故が17歳の時のものである場合は、20歳以降に障害基礎年金を受給できるが、Jさんの所得によっては、その一部又は全部が停止される可能性がある。
2. Jさんの障害の原因となった事故が25歳の時のものであった場合は、年金制度への加入歴が定められた期間に満たないので、障害基礎年金を受給できない。
3. Jさんの障害の原因となった事故が雇用労働者であった時のものである場合は、労働者災害補償保険の障害補償給付を受けられる。
4. Jさんに未成年の子がある場合は、Jさんは特別障害者手当を受給できる。
5. Jさんが障害の原因となった事故を起こした時に、健康保険の被保険者であった場合は、給与の全額に相当する傷病手当金を継続して受給することができる。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

17

【解説】問題54

1. 初診日が20歳前であった場合、20歳になると障害基礎年金が支給されますが、保険料の支払いがないことによる不公平さを補うため、収入に応じた給付制限があります。障害基礎年金は社会保険制度内の給付ですが、収入制限があるため、社会手当に近い性格も持っています。
2. 障害基礎年金は、老齢基礎年金とは異なり、加入期間を問われませんが、初診日の前々月までに被保険者期間があり、そのうち3分の2以上が納付済みまたは免除期間であることが必要です。学生納付特例制度を申請していれば、その期間内に障害等級1級・2級に該当する傷病を負った場合、受給資格があります。
3. 3. 労災保険の障害補償給付は、業務上の事故や通勤災害によって生じた障害が対象です。
4. 特別障害者手当は、20歳以上の精神・身体に重度の障害があり、日常生活で特別な介護を必要とする在宅障害者への所得補償であり、未成年の子供の有無は問いませんが、所得制限があります。
5. 傷病手当金の支給額は標準報酬日額の3分の2です。

正解 1

18

18

3. 過去問 (R5) のCheckと解説 第36回 (令和5年度) 社会福祉士 国試

問題55 老齢基礎年金に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 老齢基礎年金は、受給者の選択により55歳から繰り上げ受給をすることができる。
2. 老齢基礎年金は、保険料納付済期間が25年以上なければ、受給することができない。
3. 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、どちらか一方しか受給することができない。
4. 老齢基礎年金は、支給開始時に決められた額が死亡時まで変わらずに支給される。
5. 老齢基礎年金の年金額の算定には、保険料免除を受けた期間の月数が反映される。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

19

【解説】問題55

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間が10年以上ある場合に受けることができる年金です。

1. 老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、繰り上げや繰り下げが可能です。60～75歳の間で選択できます。
2. 以前は25年でしたが、現在では10年です。
3. 老齢基礎年金と老齢厚生年金は併給が可能です。
4. 老齢基礎年金の支給額はマクロ経済スライドが導入されており、物価の変動に応じて調整されます。
5. 老齢基礎年金の算定には、保険料免除期間の月数が反映されます。全額免除の場合、国庫負担分（現在は2分の1）が年金額の算定に反映されます。

正解 1

20

3. 過去問 (R2) のCheckと解説 第33回 (令和2年度) 社会福祉士 試験問題

問題 51 医療保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 国民健康保険には、被用者の一部も加入している。
2. 医師など同種の事業又は業務に従事する者は、独自に健康保険組合を組織することができる。
3. 協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の保険料率は、全国一律である。
4. 健康保険の被扶養者が、パートタイムで働いて少しでも収入を得るようになると、国民健康保険に加入しなければならない。
5. 日本で正社員として雇用されている外国人が扶養している外国在住の親は、健康保険の被扶養者となる。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

21

【解説】R2/51問

R2/51【正解】1

【解説】

1. 事業主が被用者健康保険に加入していない場合などは国保に加入するしかないで○。2. 国保の方でそのようなことはあるが、一般的ではない。3. 協会けんぽは中小企業など零細な事業主が多く、保険者は1団体のみ、公費の投入16.4%もあるが、保険料率は都道府県単位：10%程度（パラッキがある）ので×。4. 一定の上限を超えない限り（130万円の壁）＝被扶養者から外れない限り、国保に切り替える必要なし。× 5. 健康保険の給付対象者は日本在住者のみなので、×。

22

3. 過去問 (R2) のCheckと解説 第33回 (令和2年度) 社会福祉士 試験問題

問題 52 事例を読んで、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕運送会社で正社員として働いているFさんは、合理的な経路及び方法により通勤中、駅の階段で転倒し、負傷した。

1. Fさんの負傷は業務災害ではないので、労災保険の給付は行われない。
2. Fさんの雇用期間が6か月未満である場合、労災保険の給付は行われない。
3. Fさんが療養に係る労災保険の給付を受けられる場合、自己負担は原則1割である。
4. Fさんが療養に係る労災保険の給付を受けられる場合、同一の負傷について、健康保険の療養の給付は行われない。
5. Fさんの勤務先が労災保険の保険料を滞納していた場合、労災保険の給付は行われない。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

23

【解説】R2/52問

R2/52【正解】4

⇒後期：第5章 社会保障制度の体系 第4節 労災保険制度と雇用保険制度の概要

【解説】

1. 例文から通勤災害であることは間違いないので、×。
2. 労災は常勤・臨時雇用・パートタイム・アルバイトなど雇用形態や雇用期間にかかわらず、すべてに適用される。×
3. 労災による診療は自己負担なし（通勤災害は200円を超えない範囲で自己負担あり）×
4. 労災と健康保険は並び立たず。健康保険で払ってしまった後で労災に切り替えるとなると返金の手続きなどが大変という話を講義でしている。○
5. 労災保険の保険料徴収は都道府県・市町村の責任であり、事業主が滞納していても被保険者に責任はないので×。

24

3. 過去問 (R2) のCheckと解説 第33回 (令和2年度) 社会福祉士 試験問題

問題 53 障害児・者に係る現金給付に関する次の記述のうち、最適なものを選びなさい。

1. 出生時から重度の障害があり、保険料を納めることができなかった障害者は、保険料を追納した場合に限り、障害基礎年金を受給することができる。
2. 在宅の重度障害者は、所得にかかわらず特別障害者手当を受給できる。
3. 障害厚生年金が支給される場合、労働者災害補償保険の障害補償年金は全額支給停止される。
4. 特別児童扶養手当を受給している障害児の父又は母が、児童手当の支給要件を満たす場合には、児童手当を併せて受給できる。
5. 障害児福祉手当は、重度障害児の養育者に対し支給される手当である。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

25

【解説】 R2/53問

R2/53【正解】4⇒後期 第5章 社会保障制度の体系 第6節 社会手当制度の概要

【解説】1【障害基礎年金】加入期間にかかわらず定額、2級は満額の老齢基礎年金と同額。1級は2級の25%増。子ども(18歳未満または20歳未満で障害年金1級または2級の者)がいる場合は加算。配偶者加算はなし。要するに国民年金は20歳から60歳まで全員強制加入だが、保険料を払えない人からは取らない(取れない)のが原則。障害基礎年金も同様。× 2. 所得にかかわらず× 所得制限あり。受給資格者(特別障害者)の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。3 障害厚生年金と障害補償年金(労災年金)を受け取る場合、労災年金の額は減額され支給されることになっている× 4. 別の制度なので、児童手当と一緒に支給可能○ 5. 所得制限あり。受給資格者(重度障害児)の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者(同居する父母等の民法に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されない。無条件で支給されるわけではないという意味では×

26

お知らせ

- ・ 2024年度後期授業評価アンケートの実施：講義終了日に10分程度。
- 学生の入力締切：2025年2月3日
- ・ 定期試験：2025年2月10日(月)
11時10分～12時40分
- ・ 採点：当日の午後の予定
- ・ 60点以下は再試になります。

27

27